

## 令和6年竹田市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和6年4月5日(金) 午後2時00分～午後3時10分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 5番 秦 志喜男  
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子  
10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：中村美智子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 議案第23号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について  | 9件  |
| 議案第24号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について | 13件 |
| 議案第25号 農用地利用集積計画の承認について              | 25件 |
| 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について       | 10件 |
| 議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について       | 3件  |
| 議案第28号 非農地証明について                     | 3件  |
| 議案第29号 令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について   | 1件  |

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から令和6年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は7番 坂本大蔵委員、8番上野一男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第6号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が5件ありましたので報告します。

なお4番の案件は議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

続いて報告第7号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が9件ありましたので報告します。

なお1番、2番の案件は議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第23号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 9件

議案第24号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 13件

議案第25号 農用地利用集積計画の承認について 25件

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件

議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第28号 非農地証明について 3件

議案第29号 令和6年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について 1件

以上64案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第23号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

#### 農政課

議案第23号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番から4番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

6番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

7番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

8番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

9番の案件は6年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

#### 議長

只今、議案第23号について担当課から説明がありましたご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

#### 議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第23号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### 議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第23号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

#### 議長

続いて議案第24号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

#### 議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

#### 農政課

議案第24号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第23号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

## 農政課

議案第24号の1番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

4番から6番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

8番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

9番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

10番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

11番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

12番の借り手は〇〇〇〇です。

13番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

12番の〇〇さんについて説明をいたします。大分市から久住の祖母のところに移住しました。昨年度大分県農業大学校を卒業しています。土地はお母さん名義の農地で今回農地バンクを通して賃貸借となっています。経営は本人と夫、母の3人ですが主に本人と夫です。夫は現在自営業で当面は兼業で徐々に農業主体の方に移行予定です。認定新規就農者を申請中ですが初年度は白ネギを3反、並行して補助金を活用して機械を入れる計画となっています。2年目は白ネギとハウスを整備する予定です。3年目はハウスを活用してピーマンとなっています。4年目からピーマンと白ネギとなっています。5年後の所得計画は280万円を想定しています。

## 議長

只今、議案第24号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

## 議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第24号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

## 議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第24号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

## 議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

(14時10分)

議長

議案第25号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。なお、議案第25号は分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に議案第25号の15番、23番を審議します。2番 改木謙士委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。議案第25号の15番、23番の説明を事務局に求めます。

事務局

15番、23番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないと報告を頂いています。

議長

只今、議案第25号の15番、23番について事務局による説明がありましたご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第25号の15番、23番について、これを承認することにご異議の方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第25号の15番、23番 農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

2番 改木謙士委員はご着席ください。

## 議長

続いて議案第25号の1番から14番、16番から22番及び24番、25番について説明をお願いします。  
最初に1番の説明を事務局に求めます。

## 事務局

1番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は認定農業者である○○○○です。6年間の賃貸借、再設定です。

3番の借り手は認定農業者である○○○○です。6年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は認定農業者である○○○○です。3年間の賃貸借、新規設定です。

5番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、再設定です。労力4人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は○○○○です。2年9か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻、野菜中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8番、9番の借り手は認定農業者である○○○○です。10年間の賃貸借、再設定です。

10番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

11番の借り手は認定農業者である○○○○です。3年間の賃貸借、再設定です。

12番の借り手は認定農業者である○○○○です。6年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は認定農業者である○○○○です。10年間の賃貸借、再設定です。

14番の借り手は認定農業者である○○○○です。3年間の賃貸借、再設定です。

16番の借り手は○○○○です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

17番の借り手は認定農業者である○○○○です。5年間の賃貸借、再設定です。

18番の借り手は○○○○です。10年間の賃貸借、再設定です。労力3人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

19番の借り手は認定農業者である○○○○です。5年間の賃貸借、新規設定です。

20番、21番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

22番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

24番の借り手は○○○○です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

25番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないと報告を頂いています。

議長

只今、議案第25号の1番から14番、16番から22番及び24番、25番について事務局による説明がありましたご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第25号の1番から14番、16番から22番及び24番、25番についてこれを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第25号の1番から14番、16番から22番及び24番、25番 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字中字上早水〇〇〇〇 外4筆 田5筆 合計面積5,005平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は41,650平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第26号の1番の調査報告をいたします。

本件農地は譲受人が以前から管理を委託され耕作していてきましたがこの度売買により取得することとなりました。譲受人の労力は7人です。農機具はトラクター5台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機3台・その他畜産用農機具を所有しており、繁殖牛約170頭、子牛約100頭を飼育する畜産中心の農家で農地全部

の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字中字下早水〇〇〇〇 田1筆畠1筆 合計面積3, 884平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は18, 323平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第26号の2番の調査報告をいたします。

本件は親族間の贈与による所有権移転申請です。この農地はカボスが植栽されており以前から譲受人が管理を委託され耕作してきましたがこの度贈与を受け引き続きカボス畠として維持管理することとなりました。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕耘機1台所有しており、稲作と果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字平田字古園〇〇〇〇 外7筆 田8筆 合計面積9, 421平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11, 007平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第26号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており、稻作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇 外4筆 田5筆 合計面積7, 348平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2, 622平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第26号の4番の調査報告をいたします。

譲受人は佐伯市の高校で農業を教えていたそうです。月曜日から金曜日まで教員をして土日に帰って農業をしているとのことです。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・耕うん機1台・その他運搬機1台所有しており、稻作、カボス・クリの果樹栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字小川字梅木〇〇〇〇 外8筆 田9筆 合計面積6, 957平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12, 394. 96平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第26号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機は中山間のものを共同利用・刈払い機が数台あります。稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町西福寺字中畠〇〇〇〇 外6筆 田7筆 合計面積13, 380平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は158, 516平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第26号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は5人です。農機具はトラクター6台・コンバイン2台・田植機2台・モア1台・草刈り機5台所有しており、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字馬場〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積3, 507平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は19, 831平方メートルです。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第26号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字栢木字扇〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積2, 595平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5, 789平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第26号の8番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台所有しており、近所の後輩と一緒に農作業をして稲作をするということです。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の9番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字有氏字小城原〇〇〇〇 畑1筆 面積806平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は24, 254平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第26号の9番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・田植機1台所有しており、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて10番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第26号の10番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字下田北字池田〇〇〇〇 外1筆 田2筆 合計面積2, 505平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は12, 757平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員が欠席ですので事務局に調査報告をお願いします。

事務局

議案第26号の10番は首藤徳子委員の案件ですが本日は欠席です。確認報告書を預かっていますので読み上げて報告します。

譲受人の労力は1人です。稲作中心の農家で農機具は共同利用です。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第26号について担当委員による報告がありましたご意見、ご質疑はありますか。

はい工藤委員。

11番 工藤明秀委員

10番ですが写真を見ると田んぼの形態なんですか。

事務局

写真が見にくいですけど〇〇〇〇は1筆で2枚あって、〇〇〇〇は1枚の田になっています。まわりが木に囲まれていることもあり見にくいですが案件としては持ち主が市外にいらっしゃって地元の譲受人が買って稲作をするということで申請されています。

3番 猪九州男委員

作っていなくて荒れているのでしょうかがこれから良くなるのではないか。

議長

他にないですか。

では私から4番についてですが佐伯から通っているのですか。

7番 坂本大蔵委員

月曜から金曜までは佐伯にアパート借りていて高校で農業を教えていて、週末に実家に帰ってきて農業をしているということです。毎週帰ってきて作業をしているそうです。

議長

他にないですか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第26号について、これを許可することにご異議ない方は举手をお願いします。

議長

全員举手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第27号の1番の案件は、申請地 竹田市大字竹田字魚住〇〇〇〇 面積264平方メートルの畠です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は駐車場用地です。現在自宅に駐車場はありますが段差がある駐車場です。家族が病気になり車いすでも使用できる駐車場が早急に必要となつたため一部工事に入ってしまいましたが現在は中止しています。転用行為は許可後から令和6年4月30日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第27号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第27号の2番の案件は、申請地 竹田市大字挾田字日久〇〇〇〇 面積56平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は隣の〇〇〇〇を令和4年10月7日に転用許可を受けましたが、その際今回申請の〇〇〇〇も許可が出たと思い令和5年3月15日から3月31日にかけて2か所で90本植林しました。雨水は自然浸透する計画です。始末書が添付されています。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

議案第27号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第27号の3番の案件は、申請地 竹田市大字門田字泉水〇〇〇〇 外3筆 合計面積1,188平方メートルの畠です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は獣害により植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で転用行為は令和6年4月25日から4月30日までを予定しております。転用許可基準は申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第27号の3番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第27号について担当委員による報告がありましたご意見、ご質疑はありますか。

9番 本郷敦子委員

3番の写真をもう一度見せてくれませんか。製材所の上ですね。わかりました。

議長

他にないですか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第27号について、許可することにご異議ない方は举手をお願いします。

議長

全員举手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第28号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求める。1番の案件について事務局に説明を求める。

事務局

議案第28号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字竹田字山手〇〇〇〇 外1筆登記地目 畑2筆 合計面積822平方メートルの非農地申請をしたもので。申請地は亡父が耕作していたが獣害がひどいため平成5年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林になっています。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第28号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する申請地 竹田市大字入田字折橋〇〇〇〇 外1筆登記地目 田2筆 合計面積237平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡き祖父が耕作していたが狭小、急傾斜、水害等で耕作条件が悪いため昭和50年頃から農地の管理ができなくなり現況は山林、原野になっています。顛末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第28号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地 竹田市久住町大字白丹字福川〇〇〇〇登記地目 田1筆 面積201平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和54年頃より一部は竹が自生し一部は宅地進入路として利用しており現況は山林、宅地となっています。始末書が添付されています。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林、宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第28号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありますか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。  
議案第28号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。  
よって議案第28号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第29号 令和6年度最適化活動の目標等についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

この案件は農業委員会法第37条の規定により全国農業会議所が公表いたします。  
議案書2ページは農業委員会の状況で農業委員会の現在の体制と農家や農地の概要について記載しております。3ページⅡ最適化活動の目標の1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積の①に現状及び課題を②に令和6年度の目標を記載しております。今年度の新規集積目標面積は100ヘクタールで今年度末の集積目標面積は2,999ヘクタールと設定しています。

続きまして（2）遊休農地の解消についてです。①の現状及び課題につきましては記載のとおりで②の令和6年度の目標としては、緑区分の遊休農地の解消面積11ヘクタールを目指したいと考えております。黄色区分の遊休農地の解消につきましては、農政課やJA等の関係部署と農地の今後の利用方法について協議し出し手と受け手のマッチングを促進していきたいと考えております。

続きまして4ページには（3）新規参入の促進について①の現状及び課題には過去3カ年の新規参入状況が記載しております。②の令和6年度の目標につきましては、新規参入者への貸付け等による農地の目標面積を18ヘクタールと設定し必要に応じ就農相談を関係機関と連携しながら行っていくこととしています。  
続きまして、2最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標（2）活動強化月間の設定目標（3）新規参入相談会への参加目標について記載しております。

今回、令和5年度の集約面積が固まっていないところでありますので今後数値を精査する予定です。情報公開にあた

つては修正後の数値を予定していますのでご了承ください。今回は暫定版として作成しております。以上、令和6年度最適化活動の目標の設定等について審議願うものです。

議長

只今、事務局より説明がありましたがご意見、質疑はありますか。

この目標は4月に協議して報告するものですがこれでいいですか。

事務局

資料の訂正をお願いします。3ページ上から2番目②の目標のところで今年度末の集積目標面積2, 899となっていますが2, 999の誤りですので訂正をお願いします。

議長

いいですか。皆さん訂正のところ分かりましたか。

3番 猪九州男委員

集積率はそのままでいいですか。

事務局

すいません。率も変わりますので修正してから公表させていただきます。

議長

それでは皆さん今年はこの目標をお願いします。他にありませんか。

11番 工藤明秀委員

議案の26号の4番で数字の表示が妥当なのか教えてください。譲受人の経営規模が2, 622となっていますがこれは取得面積とは別に持っているということですか。以前からこういう表示でしたかね。

事務局

そうです。

議長

他にありませんか。はい、後藤委員。

12番 後藤恵美子委員

26号の5番で譲受人が持っていた地図を見たところ、道路に吸収されて実際の土地がないところが2筆あ

り地籍調査の時に外してもらえばいいと言われたそうです。〇〇〇〇と〇〇〇〇です。

事務局

それは今回の議案に入っている地番ですか。

12番 後藤恵美子委員

いえ今回の議案には関係ありません。

事務局

今回の議案には関係のない地番ということですね。わかりました。

今後もし現地調査の時に疑義がある場合には直接事務局にご連絡ください。総会で審議する際に疑義がある場合は保留することもあるので皆さん注意をお願いします。

議長

他にないですか。

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第29号 令和6年度最適化活動の目標の設定等についてご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第29号 令和6年度最適化活動の目標の設定等についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和6年竹田市農業委員会第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時10分)

令和6年4月5日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

署名委員

署名委員